

都市計画公園・緑地の現況（概要）について

No.	名 称 (都市計画決定告示(当初))	都市計画決定理由	未着手区域の現況	備 考
1	宝池公園 (昭和 17 年 5 月 19 日)	市民の保健衛生, 有事避難等のため (防空緑地※ ¹)	山林, 自動車教習所, 大学グラウンド等	
2	大見公園 (昭和 55 年 12 月 27 日)	市民のスポーツ・レクリエーション需 要に対処するとともに, 京都市域北部 周辺地域が, 豊かな地域社会と健康で 文化的な生活環境の改善に資するた めの拠点づくり	山林, 農地等	
3	西京極運動公園 (昭和 37 年 8 月 22 日)	葛野地区土地区画整理事業により 整備された公園を都市計画公園に決 定	市道, 鉄道敷 (阪急 沿線の一部)	
4	横大路公園 (昭和 49 年 3 月 1 日)	清掃埋立事業跡地を都市計画公園 として決定	農地等 (洋弓場西側 の一部)	
5	岡崎公園 (昭和 35 年 3 月 19 日)	平安神宮等と近接し, 立地条件の良 好な敷地を公園として整備充実する ため	発電施設等 (地下鉄 蹴上駅東側の一部)	
6	塔ノ森公園 (昭和 49 年 3 月 1 日)	清掃埋立事業跡地を都市計画公園 として決定	グラウンド等	
7	淀城跡公園 (平成 13 年 9 月 11 日)	淀城跡を歴史的財産として保全す るとともに, 文化交流の場, 歴史的観 光レクリエーション資源, 集客と賑わ いの空間等を創出することを目的	事務所, 倉庫, 駐車 場等	
8	唐橋西寺児童公園 (昭和 12 年 2 月 1 日)	土地区画整理事業の施行により敷 地の提供があるものを都市計画児童 公園として決定	実態として全域開園 済	
9	太秦公園 (昭和 16 年 3 月 25 日)	市民の保健施設, 非常災害時におけ る避難施設等の整備 (防空緑地)	住宅地, 農地, 駐車 場等	農地改革※ ²
10	三栖公園 (昭和 16 年 3 月 25 日)	市民の保健施設, 非常災害時におけ る避難施設等の整備 (防空緑地)	実態として全域開園 済	
11	西野公園 (昭和 17 年 5 月 19 日)	市民の保健衛生, 有事避難等のため (防空緑地)	住宅地等	農地改革
12	西中公園 (昭和 18 年 5 月 6 日)	市民の保健衛生, 有事避難のため (防空緑地)	工場, 住宅地, 駐車 場等	農地改革
13	朱雀公園 (昭和 19 年 2 月 28 日)	防空上遺憾の点が少なからず有事 の際危険であるため (防空緑地)	学校施設, 住宅地	
14	小松原公園 (昭和 20 年 8 月 27 日)	都市計画決定資料なし (防空緑地)	学校施設	
15	東吉祥院公園 (昭和 20 年 8 月 27 日)	都市計画決定資料なし (防空緑地)	学校施設, 住宅地, 事務所等	
16	二条公園 (昭和 22 年 3 月 31 日)	疎開空地を利用して西部市街地の 運動公園とし, 都市の健全なる発展に 備える	学校施設, 住宅地, 事務所等	
17	伏見公園 (昭和 23 年 5 月 5 日)	市民の保健衛生上, 本市の健全なる 発展の観点から遺憾の点が少なくない ため	市道	

No.	名 称 (都市計画決定告示(当初))	都市計画決定理由	未着手区域の現況	備 考
18	深草西浦南公園 (昭和 41 年 6 月 9 日)	土地区画整理事業による公園予定地を計画決定	民有地等	
19	竹田公園 (昭和 49 年 3 月 1 日)	土地区画整理事業の中で都市計画公園として決定	自転車保管所, 鉄塔	
20	生祥児童公園 (昭和 22 年 3 月 31 日)	疎開空地を確保して児童公園を設置し, 公園都市としての合理的発展に備える	駐輪場	
21	五辻児童公園 (昭和 22 年 3 月 31 日)	疎開空地を確保して児童公園を設置し, 公園都市としての合理的発展に備える	学校施設	
22	西九条児童公園 (昭和 24 年 3 月 24 日)	建築疎開跡地買収地等を児童公園に充当し, 児童福祉施設を整備するもの	実態として全域開園済	
23	三条東児童公園 (昭和 35 年 3 月 19 日)	一団地の住宅経営により居住環境の改良を図ろうとするに当り, 公園について設置しようとするもの	市営住宅, 団地内通路等	
24	楽只児童公園 (昭和 25 年 7 月 8 日)	児童の保健衛生に寄与しようとするもの	市営住宅, 団地内通路等	
25	崇仁児童公園 (昭和 27 年 3 月 31 日)	疎開跡地を利用し児童福祉並びに一般市民の文化生活の向上に寄与しようとするもの	保育所等	
26	松賀茂児童公園 (昭和 31 年 6 月 1 日)	土地区画整理事業公園留保地を都市計画公園として決定しようとするもの	苗圃, 倉庫	
27	桜島児童公園 (昭和 34 年 3 月 30 日)	市民の慰楽休養の施設に供しようとするもの (市有の鴨川廃川敷)	実態として全域開園済	
28	先斗町公園 (昭和 35 年 12 月 3 日)	建物の強制疎開により街路広場としてあったが, 土地の効率的利用を図るため, 一部を児童公園として計画しようとするもの	バイク駐車場	
29	薩田公園 (昭和 43 年 3 月 30 日)	洛北地区において土地区画整理事業が進展中であり地区内の公園予定地を都市計画決定し, 住民の利用に供するもの	住宅地, 農地	
30	西河原北公園 (昭和 63 年 4 月 7 日)	洛北第二地区土地区画整理事業区域内に位置し, 良好な住環境の整備を図るとともに, 児童等の健全な遊び場を提供するもの	区画整理事務所	
31	醍醐辰巳公園 (昭和 63 年 8 月 16 日)	生活環境の充実を図り, 児童等の健全な遊び場を提供するもの	実態として全域開園済	
32	川田公園 (平成 3 年 4 月 4 日)	既存の川田公園を拡張整備することにより, 公園機能の向上と良好な住環境形成を図るもの	住宅地	
33	戒光公園 (平成 5 年 3 月 16 日)	良好な住環境の形成を図るとともに, 児童等の健全な遊び場を提供するもの	倉庫, 工場等	

No.	名 称 (都市計画決定告示(当初))	都市計画決定理由	未着手区域の現況	備 考
34	桂川緑地 (昭和 46 年 2 月 5 日)	桂川河川敷地を河川整備計画にあ わせ、公園化し、住民の用に供するも の	河川敷地	
35	東山自然緑地 (昭和 47 年 6 月 27 日)	旧国道 1 号線以北の山科四ノ宮, 安 朱地区には児童公園が 1 ヶ所あるの みで, 都市計画公園配置上新規設置の 必要があった。そこで疏水埋立部を緑 地として逐次整備しようとするもの	水道施設等	

※ 1 防空緑地：空襲時の消防、避難活動のために指定した緑地。

※ 2 農地改革：第二次世界大戦後に GHQ の指令により、貸付農地を政府が買収して耕作者に売
り渡し、自作農化を行ったもの。備考欄に農地改革と記入している箇所については、防空緑
地として指定し、一旦市有地となっていたが、食料事情により耕作地としていたため、自作
農化の対象となった。

土地区画整理事業の現況（概要）について

No.	名 称 (都市計画決定告示(当初))	都市計画決定理由等	事業に着手していない区域の現況
1	西京極地区土地区画整理事業 (昭和13年9月14日)	市西南外周部の平坦地一帯は、交通、水利等の点から工業に適しており、同一帯を工場の敷地として造成するため	・住宅地と工場が共存した市街地が形成 ・農地が点在 ・部分的に密集市街地※²と重複
2	太子地区土地区画整理事業 (昭和13年9月14日)		・住宅地を中心とした市街地が形成 ・大規模な工場が立地 ・農地が点在 ・部分的に密集市街地※²と重複
3	太秦地区土地区画整理事業 (昭和13年9月14日)		・住宅地を中心とした市街地が形成 ・部分的に密集市街地※²と重複
4	伏見地区土地区画整理事業 (昭和35年3月19日)	交通混雑を緩和する幹線道路の整備と中心市街地の高度利用を図るため	・歴史的な街並みが残る市街地が形成 ・部分的に密集市街地※²と重複
5	松ヶ崎地区土地区画整理事業 (昭和36年8月16日)	国立京都国際会館建設に伴う宝ヶ池周辺整備事業の一環として、公共施設を整備し、理想的な住居地域とするため	・住宅地と大学を中心とした市街地が形成 ・農地が点在 ・部分的に密集市街地※²と重複
6	山科東部地区土地区画整理事業 (昭和39年3月19日)	急速に土地の利用・開発が進みつつある地区であり、公共施設を整備し、スプロール化※ ¹ を防止するため	・住宅地を中心とした市街地が形成 ・農地が点在
7	洛北第一地区土地区画整理事業 (昭和40年9月9日)	国立京都国際会館建設の整備に伴い急速に市街化が予想される地区であり、スプロール化※ ¹ を防止し、環境の良好な住宅地とするため	・住宅地を中心とした市街地が形成 ・農地が点在
8	洛北第二地区土地区画整理事業 (昭和42年4月15日)	京福電鉄の駅付近を中心に徐々に市街化が進みつつある地区であり、スプロール化※ ¹ を防止し、環境の良好な住宅地とするため	・住宅地を中心とした市街地が形成 ・農地が点在
9	洛北第三地区土地区画整理事業 (昭和42年4月15日)		・住宅地を中心とした市街地が形成
10	洛西第一地区土地区画整理事業 (昭和46年12月18日)	周辺地域の開発に伴い宅地化が著しい地区であり、計画的に公共施設を整備し、スプロール化※ ¹ を防止するため	・住宅地を中心とした市街地が形成

No.	名 称 (都市計画決定告示(当初))	都市計画決定理由等	事業に着手していない区域の現況
11	洛西第二地区土地区画整理事業 (昭和46年12月18日)	周辺地域の開発に伴い宅地化が著しい地区であり、計画的に公共施設を整備し、スプロール化※ ¹ を防止するため	・住宅地を中心とした市街地が形成
12	洛西第三地区土地区画整理事業 (昭和46年12月18日)	周辺地域の開発に伴い宅地化が著しい地区であり、計画的に公共施設を整備し、スプロール化※ ¹ を防止するため	・住宅地を中心とした市街地が形成
13	上鳥羽南部地区土地区画整理事業 (昭和46年12月18日)	周辺地域の開発に伴い宅地化や企業等の進出が著しい地区であり、計画的に公共施設を整備し、スプロール化※ ¹ を防止するため	・主に公共施設用地

※1 スプロール化：道路等の必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象

※2 密集市街地：「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」に基づいた木造密集市街地